

13. 出版社は、翻訳者の権利保全のために所定の位置に、翻訳者の指定する氏名、第一発行年等を表示する。
14. 翻訳者は、出版社が以下のものに関して第三者に対し英語版の利用を許諾するにあたり、英語版の著作権者として、当該第三者に対して英語版の利用を許諾するものとする。
 - a. 視覚障害者向けの点字や大きな活字その他の書籍など英語版の権利
 - b. 日本語と英語以外の外国語版や雑誌の権利
 - c. 雑誌、セカンドシリアル、選集に関する権利
 - d. 映画、テレビなどのドラマ化権／興行権
15. 翻訳者は、出版社に対し、翻訳が翻訳者によって作成されたものであり、本契約において出版社に付与される権利を許諾する全権限を持つことを保証する。
16. 翻訳者は、出版社に対し、英語版の広告や宣伝に翻訳者の氏名を出版社の自己の裁量において使用する権利を許諾する。翻訳者の氏名（又は翻訳者が文書で指示したペンネーム）は、英訳版のジャケットカバー又は表紙、タイトルページ及び出版社がリリースする広報と広告コピー全て、作者の氏名が掲載される場所にはいずれの場所にも作者名の文字サイズの最低 75%以上で掲載するものとする。要望があれば、翻訳者は、出版社又は出版社が任命する代理人が使用する自己の肖像写真を提供するものとする。
17. 出版社は、翻訳者に対し、翻訳者の翻訳業務及び本契約に基づき出版社に付与される権利の対価として、以下の金額を支払うものとする。
 - a. 翻訳者は翻訳料の前払いとして[_____円]を受け取るものとする。両当事者が本契約書に署名後 30 日以内に[_____円]を受け取り、完成翻訳の納品及び受領後に残金を受け取るものとする。
 - b. a)で支払われる合計金額は、出版された英語版の小売価格と純収入を基にして、[_____%]のロイヤルティに対する前払いとみなされる。
 - (i) 大型ペーパーバックについて、小売価格（適用される税金を除く）の _____%
 - (ii) 文庫本について、小売価格（適用される税金を除く）の _____%
 - (iii) ハードカバー版について、小売価格（適用される税金を除く）の _____%
 - c. 第2項で許諾される英語版の電子版（ebooks）の販売により出版社が得た純収入の _____%のロイヤルティ（純収入とは、配給業者やマーケティング代理店に支払った手数料や税金などの費用を差し引いた収益の合計として定義される）
 - d. 第14項で定める英語版の利用許諾により出版社が得た純収入の _____%（純収入とは、代理店に対する手数料や税金などの費用を差し引いた収益の合計として定義される）
18. 本契約が効力を有する限り、翻訳者は、作品又は英語版と同じタイトル又は英語版全体を含む他の書籍を競合する市場で出版しないこと又は出版を許可しないことに同意する。
19. 翻訳者は、英語版の一般発売の30日以内に、紙装丁版を2冊、ハードカバー版を2冊、無料支給されるものとする。希望する場合は、翻訳者は、出版社が出版したいいずれかの版の英語版を別途、カバープライスの _____%の割引価格に発送料と適用税金を加算した金額で購入することができる。翻訳者が購入した英語版についても全てロイヤルティが支払われるものとする。無料支給された英語版についてはロイヤルティは支払われない。
20. 翻訳者若しくは翻訳者が指名した業者が所持する又は翻訳者の同意により配送が行われた資産（翻訳原稿）の損失又は損害について、出版社は責任を負うものではない。翻訳者は、原稿（及び関連する資材）のコピーを、自身の保護のため保持しておくものとする。
21. 英語版に対するロイヤルティは、書籍が販売されている限り、かつ最低 10,000 円（一万円）又は他の通貨で同額のロイヤルティが発生する限り、毎年 6 月と 12 月の 2 回、計算されるものとする。翻訳者に対するロイヤルティが 10,000 円（一万円）未満の場合又は他の通貨で同額未満の場合には、ロイヤルティが 10,000 円以上又は他の通貨で同額以上になるまで支払いは保留されるものとする。



22. 本契約は、両当事者が署名した時点で発効し、4年間効力を有するものとする。本契約は、いずれかの当事者が本契約満了の3か月前までに書面で本契約終了の意思を通知しない限り、自動的に延長され、期限のないものとして継続するものとする。終了の通知受領から3か月後、出版社は、英語版の出版を中止するものとする。但し、出版社は、在庫分については販売を続ける権利を持つものとする。また、第14条に定める英語版の利用許諾による出版社の利益に関するロイヤルティは、第三者による英語版の利用が継続する限り、翻訳者へ支払いが継続されるものとする。第14条に定める英語版の利用許諾に関する出版社と第三者との間の契約は、本契約が終了したとしても、第三者との当該契約が終了するまで有効に存続するものとする。
23. 本契約は、翻訳者と出版社の相続人、後継人、遺産管理人及びこれらの譲渡人にも拘束力を持つものとし、翻訳者と出版社への言及は、その相続人、後継人、遺産管理人及びこれらの譲渡人をも含むものとする。
24. 本契約が履行される場所に関わらず、本契約は、日本国の法律に支配され解釈されるものとする。
25. 本契約当事者は、本契約に関する如何なる訴訟についても、福岡地方裁判所が専属的管轄権を有することに合意する。
26. 上記の条項は、全ての事前の了解事項に優先されるものであり本契約当事者間の唯一かつ完全な同意を構成するものである。本契約は、事前の書面による双方の同意がなければ変更や取り消しはできないものとする。

本契約締結の証として、本契約当事者は、下記の日付で本契約に署名する。

作者 _____ 出版社 _____

エドワード・リップセット
代表取締役
株式会社インターカム

日付 _____ 日付 _____